

## (仮称) 習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例案 (概要)

**はじめに**

- 受動喫煙は、様々な健康影響を及ぼすことが国の調査により明らかにされています。
- 受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を守るためには、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めることが必要です。
- 国が進めている健康増進法の改正案では多数の者が利用する施設等を対象としており、本市では、国において対象外である路上等での受動喫煙の防止対策を図ります。

**1 目的**

- 受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を守るため、路上等における受動喫煙のないまちづくりを推進することを目的とする。

○現在、国会審議中の健康増進法改正案では、路上等は受動喫煙対策の対象となっていません。しかしながら、路上等においても受動喫煙による健康への悪影響が懸念されることから、健康なまちを掲げる本市としては、路上等における受動喫煙の防止を目的としました。

**2 定義**

- たばこ：たばこ事業法に規定する製造たばこで喫煙用に供されるもの及び製造たばこ代用品
- 喫煙：たばこに火をつけ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること。
- 受動喫煙：他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。
- 市民等：市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者
- 事業者：市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人
- 路上等：市内の道路、公園及び駅前広場
- 喫煙所：専ら喫煙の用途に供する場所

○たばこについては、一般的な紙巻きたばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象とします。受動喫煙を防止する目的であることから、煙を出さない「かみたばこ」及び「かぎたばこ」は対象としません。

○「喫煙所」には、敷地内に灰皿を設置しているだけの場所も含まれます。

**3 責務**

- 市
  - ・ この条例の目的を達成するため、路上等における受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。
  - ・ この条例の目的を達成するため、必要な環境整備に努めるものとする。
- 市民等・事業者
  - ・ 受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるよう努めなければならない。
  - ・ この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

## (仮称) 習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例案 (概要)

### 4 受動喫煙の防止

- 市民等は、路上等で、喫煙をしてはならない。
- 市民等は、路上等以外の場所で喫煙するときは、路上等にいる市民等に受動喫煙をさせることがないように、周囲の状況に配慮しなければならない。
- 喫煙所を設置する者は、路上等にいる市民等に受動喫煙をさせることのないよう、必要な環境の整備に配慮しなければならない。

### 5 重点区域

- 路上等で、特に受動喫煙の影響が大きいと認める場所を、重点区域として指定することができる。
- 必要があると認めるときは、指定を変更し、又は解除することができる。
- 重点区域を指定し、変更し、又は解除したときは、告示しなければならない。

○重点区域については、特に受動喫煙の影響が大きい場所として、多数の人が集まる市内7駅周辺や、保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校の周辺道路を想定しています。

### 6 指導

- 市長は、4の規定に違反した者に対し必要な指導を行うことができる。

### 7 委任

- この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○重点区域に指定した場合の告示の内容、表示方法、過料に処する際の手続等の条例の施行に必要な事項については、規則で定めます。

### 8 過料

- 重点区域において喫煙した者は、1万円以下の過料に処する。
- 過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する者に行わせることができる。

### 9 施行期日

- 平成31年1月1日から施行
- 過料については、同年4月1日から施行